

はじめに

少子高齢化の急速な進行やインターネットを通じた商取引、SNSの利用拡大など、消費者を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

これに伴い、消費生活相談窓口に寄せられる相談内容も複雑・多様化しており、特に、高齢者や若年者が消費者被害に巻き込まれる事例が増加しています。



このため、国では、消費者被害の防止に向け、消費者安全法等の消費関係法令の改正や、地方消費者行政強化のための取組などが行われてきました。

また、県においても、平成25年3月に改定した「山口県消費者基本計画」に基づき、相談体制の充実・強化や、消費者教育の推進などに取り組んできた結果、全市での消費生活センターの設置や、全市町における消費生活相談員の配置などが行われ、全県的な被害防止体制が整備できたところです。

このような中、成年年齢引下げの改正民法が成立し、2022年4月の施行後には、18歳及び19歳の「未成年者取消権」の喪失により、若年者の消費者被害の増加が懸念されています。

県では、こうした国や県・市町における消費者行政や社会経済情勢の変化に対応するため、このたび、2018年度から2022年度までを計画期間とする基本計画の改定を行いました。

この基本計画では、「消費生活における安心・安全の確保」など5つの項目を柱として、消費者施策の推進を図ることとしており、中でも、「地域の高齢者を消費者被害から守る見守りネットワークの設置促進」や「成年年齢引下げを見据えた若年者への消費者教育の推進」に重点的に取り組んでいくこととしています。

私は、今後、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、本県の新しい時代を切り拓く「3つの維新」の一つである「生活維新」を力強く進めていくため、この基本計画に基づき、国や市町、学校、関係団体等との連携を深めながら、消費生活の安定と向上に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年（2018年）11月

山口県知事 村岡嗣政